浜田市eスポーツ（マインクラフト）による

デジタル人材育成イベント開催業務　仕様書

1 　業務概要

1. 業務名称

浜田市eスポーツ（マインクラフト）による

デジタル人材育成イベント開催業務

1. 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日までとする。

2 　業務の目的

eスポーツ（マインクラフト）を通じて次世代を担う若年層のデジタルリテラシーの向上に資することを目的とする。

3 　業務内容

1. プレイベント（令和7年度）

⑵～⑷につながるようなイベントを実施する。

開催時期　令和8年3月

開催回数　1回

開催場所　浜田市世界こども美術館　創作活動館　など

参加対象　小学生（浜田市内小学生を優先）

参加人数　20～30人程度

例　マインクラフト内で制作できるような物体を、実物のブロックを組み合わせることで作成するイベント　など

1. マインクラフト講師養成講座の開催

　　⑶のサポートスタッフとして、高校生や大学生等の募集及び育成研修を実施する。

　　　開催時期　令和8年5月～7月上旬、令和9年5月～7月上旬

　　　開催回数　各年度1回以上実施し、回数については⑶のイベントに対

応できる養成となる回数とする。

　　　開催場所　浜田市まちなか交流プラザ、市内高等学校　など

　　　参加対象　高校生・大学生等（浜田市内学校学生、浜田市民を優先）

　　　参加人数　⑶のイベント実施のために必要な人数

1. 小学生向けワークショップの開催

　　　⑵のサポートスタッフと一体となり、小学生に対してMinecraft　Education　Editionを活用し、プログラミングスキル向上などのためのワークショップを市内5会場で開催し、⑷の全体報告イベントで発表するための準備の場とする。

　　　開催時期　令和8年7月～8月中旬、令和9年7月～8月中旬

　　　開催回数　各年　各会場3回程度

　　　開催場所　浜田市まちづくりセンター　など

　　　参加対象　小学校4～6年生

　　　　　　　　（小学校3年生以下であっても、小学校4～6年生までの兄弟等と参加するなど、ワークショップに対応できると判断できる場合はこの限りではない。）

（浜田市内小学生を優先）

　　　　　　　　⑵で養成した高校生・大学生等スタッフ

　　　参加人数　100～150人（20～30人/会場）

　　　　　　　　2～3人/グループでの応募による参加

1. 全体報告イベント

　　　⑶で開催した講座で作成した作品を発表、表彰などにより評価、交流などの場を開催する。

　　　開催時期　令和8年8月末、令和9年8月末

　　　開催回数　各年　1回

　　　開催場所　浜田市世界こども美術館　創作活動館　など

　　　参加対象　⑶の参加者、保護者　等

　⑸　共通事項

　　ア　各イベントの準備、参加者募集、当日運営、検証等を担うこと。

　　イ　単なるゲームイベントとなることなく、ゲーム、プログラミングの有効性について広める機会とするとともに、ゲーム依存対策などのデジタルリテラシー向上の面にも配慮したイベントとすること。

　　ウ　市において、今回のイベント実施のため「浜田市eスポーツ推進のためのプロジェクトチーム」を立ち上げ、それぞれの部署の知見やノウハウを活用することとしているため、市ＤＸ推進課及び市プロジェクトチームと協議の上、協力して事業実施すること。

　　　　※参考

「浜田市eスポーツ推進のためのプロジェクトチーム選出部署」

〇ＤＸ推進課（デジタル技術の活用としての事業検討）

〇政策企画課（高等教育機関との連携）

〇まちづくり社会教育課（社会教育施策としての事業検討）

〇地域福祉課（誰もが参加できるイベントの検討）

〇ふるさと寄附推進室

（事業の原資となる企業版ふるさと納税者との調整）

〇学校教育課（小学校、高等学校との連携）

〇スポーツ振興課（スポーツ施策としての事業検討）

　　エ　参加費用は無料とすること。

　　オ　開催会場はすべて想定であるため、受託者において整理するとともに、選定の際は市と事前に協議すること。

　　　　また、各会場における通信環境については、受託者において確認するとともに、必要に応じた対策を講じること。

　　　　なお、会場使用料についても、委託料に含めるものとする。

　　カ　イベントをより充実させるため、協賛企業を募集することは妨げない。ただし、協賛に際しては、市と事前に協議すること。

　　キ　令和8年度以降のイベントで使用するため、次に掲げるものを市が購入するものであること。これ以外に係る費用については、委託料に含めるものとする。

(ア)　ノートＰＣ15台

（Minecraft　Education　Editionを利用するのに問題のないスペックのもの。）

　　　　(イ)　３Ｄプリンター1台

（Minecraft　Education　Editionでの生成物を出力するのに問題のないスペックのもの。消耗品を含む。）

　　　　(ウ)　ＶＲゴーグル5台程度

　　　　(エ)　Minecraft Education Edition（必要数）

4　 業務管理

　⑴　本業務全体の運営に係る基本的な考え方、イベントにおける成果目標等実施計画を市に提出すること。

　⑵　イベントに係る実施内容、スケジュール、マニュアルなどを作成し、事前に市に提出すること。

　⑶　年度ごとに事業実施報告書を市に提出すること。

5 　留意事項

⑴　受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。

⑵　本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施することとする。

⑶　受託者は、本市がサービスを利用して締結した契約書等（受託者と本市との間の契約を除く。）に含まれる情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。

⑷　本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とし、本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

⑸　受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

⑹　この仕様書については、基本仕様書とし、追加すべき事項等が生じた場合は本市と受託者と協議し追加できるものとする。